

上志津三区町会 自主防災会規定

- 第 1 条 (名 称) この会は、上志津三区町会自主防災会（以下「本会」）と称する。
- 第 2 条 (事務所の所在地) 本会の事務所は、町会長宅に置く。
- 第 3 条 (会 員) 本会は、原則として上志津三区町会（以下「町会」という）の会員をもって構成する。
- 第 4 条 (目 的) 本会は、前条に定める会員の隣保共同の精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震・その他の災害（以下「地震等」という）により被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
- 第 5 条 (事 業) 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
 - ② 地震等に関する災害予防に関すること。
 - ③ 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水塔の応急対策に関すること。
 - ④ 防災訓練の実施に関すること。
 - ⑤ 防災資機材等の備蓄に関すること。
 - ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第 6 条 (役 員) 本会に防災役員を置き、防災委員会において選任する。
- 会 長：防災本部長 1 名 （町会長）
副会長：防災副本部長 2 名 （副町会長）
理 事：防災本部役員 若干名（町会役員）
- 第 7 条 (役員の仕事) 本会の役員任務を次に定める。
- ① 防災本部長は、本会を代表し会務を統括する。
 - ② 防災副本部長は、本部長を補佐する。
 - ③ 防災本部役員は、防災組織の普及活動、予防活動、及び応急活動についての本部業務を行う。
- 第 8 条 (役員・防災委員の任期) 運営上重要な問題が生じたときは町会役員会において審議検討し処理する。役員・防災委員の任期は次のとおりとする。但し、再任は妨げない。
- ① 本部役員は 2 年とする。
 - ② 防災委員は 1 年とする。
 - ③ 欠員により就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 (会 議) 本会に次の会議を置く。
- ① 防災本部役員会
 - ② 防災委員会
 - ③ 防災本部役員・防災委員の合同会議

第 10 条 各会議は、必要に応じて防災本部長が招集し、重要事項の審議と事業活動の推進を図
(会議運営) る。

- ① 会議は、これを構成する者の過半数の出席にて成立する。
- ② 会議は、防災本部長が議長の任にあたり議事を進行する。
- ③ 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決することによる。
- ④ 会議に出席できない者は、出席者にその権限を委任することができる。

第 11 条 防災本部役員会は、次の事項を審議する。
(防災本部役員会)

- ① 本会の事業の総合的な計画、立案に関する事項。
- ② 防災委員会に付議すべき事項。
- ③ 防災会議等で議決した事項の執行に関する事。
- ④ その他、防災委員会の議決を要しない会務の執行に関する事。

第 12 条 本会に防災委員会を開き、重要事項を審議する。
(防災委員会)

- ① 事業毎の班長は、町会役員をもってあてる。
- ② 防災委員は、次のとおりとし、町会班長をもってあてる。
 - ア. 防災訓練・防災知識の普及……………防災委員
 - イ. 防災資機材等の備蓄・給食給水……………防災委員
 - ウ. 救出救護……………防災委員
 - エ. 情報の収集伝達……………防災委員
 - オ. 避難誘導……………防災委員
 - カ. 初期消火……………防災委員

第 13 条 本会の経費は、町会の負担とする。
(経費)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。
(会計年度)

第 15 条 この規定の変更は、防災委員会の議決を得なければならない。
(規約の変更)

(付 則)

この規定は平成 9 年 4 月 1 日より実施する。

以 上